

個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2023年11月14日号

執筆者:

[岩瀬 ひとみ](#)

h.iwase@nishimura.com

[菊地 浩之](#)

h.kikuchi@nishimura.com

[河合 優子](#)

y.kawai@nishimura.com

[村田 知信](#)

to.murata@nishimura.com

[五十嵐 チカ](#)

c.igarashi@nishimura.com

[松本 絢子](#)

a.matsumoto@nishimura.com

[菅 悠人](#)

y.suga@nishimura.com

本ニュースレターでは、各国の個人情報保護・データ保護規制の主なアップデートのうち、2023年9月及び10月のものを中心にご紹介する。

1. 日本

- 2023年9月14日から10月13日まで、個人情報保護法の施行規則及び関連ガイドラインの改正案に関する意見募集が行われた。漏えい等報告及び本人通知の対象となる事態の追加等を主眼に置くものであり、当該追加については2024年4月1日から施行される予定である。

2. 欧州

- 2023年9月1日、スイス改正連邦データ保護法（FDPA）の施行が開始された。改正法により、センシティブデータの処理に関するデータ保護影響評価（Data Protection Impact Assessments）、処理活動の記録（ROPA）、データ保護アドバイザー（DPO）、及びデータ侵害報告に係る義務が導入され、プライバシー・バイ・デザインも明文化された。また、改正連邦データ保護法は専ら自然人の個人データ処理に適用される。
- 2023年9月18日、経済協力開発機構（OECD）は、生成AIに関する初期政策の検討（Initial Policy Considerations for Generative Artificial Intelligence）と題する報告書を公表した。同報告書は、生成AIに関して政策上考慮すべき事項を整理している。
- 2023年9月19日、英国では、オンライン安全法案（Online Safety Bill）の国会討論が終了し、同法はまもなく法制化される見通しである。同法は、ソーシャルメディア・プラットフォーム事業者に対し、違法なコンテンツの削除、未成年に対する有害コンテンツへのアクセス制限等の措置を実施することを義務付ける。同法に違反した場合、最大1800万ポンド又は全世界の年間売上高の10%のいずれか高い方の罰金が科され得る。

- ・ 2023年9月21日、英国と米国間のデータ移転の枠組みとなるデータ・ブリッジを有効とする規則が制定された。同規則により、2023年10月12日から、英国企業は、U.K. Extension to the EU-US Data Privacy Framework の認証を取得した米国企業に対し、SCC や BCR 等の追加の保護措置を講じることなく適法に個人データを移転することが可能となる。
- ・ 2023年9月24日、データ共有に関するトラストの増進、データの利用可能性の向上、データの再利用に係る障壁の低減等を目的とする EU データガバナンス法 (Regulation (EU) 2022/868) の適用が開始された。
- ・ 2023年10月12日、欧州司法裁判所 (CJEU) は、EU から米国への個人データの越境移転のための Data Privacy Framework に対する欧州委員会 (EC) の十分性認定の執行停止等を求めるよう欧州議会の議員が訴えを提起していた件 [Case T 553/23 Latombe v Commission](#) において、原告の緊急性に関する要件の充足の立証が不十分であるなどとして、訴えを却下した。

3. 米国

- ・ 2023年10月上旬、カリフォルニア州消費者プライバシー法 (California Consumer Privacy Acts of 2018、以下「CCPA」という。) 等の改正法が成立した。当該改正により、CCPA における「センシティブ個人情報」(sensitive personal information) の定義が修正され、市民権又は在留資格を明らかにする個人情報がセンシティブ個人情報に該当することとなった。また、避妊、妊婦に対する医療、中絶等に係るサービスの提供を受けること等に関連する情報が個人情報の内に含まれる場合、当該個人情報を保有する事業者は、CCPA 及びカリフォルニア州プライバシー権法 (California Privacy Rights Act of 2020) に定められた義務を遵守しなければならない旨が明確化される等した。
- ・ 2023年10月30日、バイデン政権は、安心、安全で信頼できる人工知能 (AI) に関する大統領令を発令した。本大統領令は、大きく分けて、①AI の安全性とセキュリティに関する新基準の設定、②米国民のプライバシー保護の強化、③公平性と公民権の推進、④消費者、患者、学生の権利保護、⑤労働者の支援、⑥イノベーションと競争の促進、⑦海外における米国のリーダーシップの促進、⑧政府による AI の責任ある効果的な利用の保証に関する行動を指示するの 8 つの内容からなる。
- ・ 2023年11月1日、ニューヨーク州金融サービス局 (NYDFS) は、サイバーセキュリティ規制の包括的な改正を採択した。主要な改正点としては、対象事業者に対し、サイバーセキュリティ・インシデントが発生した場合、72 時間以内に NYDFS に通知することを義務付けている点、対象事業者の情報システムにアクセスする全ての個人に対して多要素認証 (MFA) が要求されるようになり、MFA の要件が拡大された点、及び MFA に関して中小企業に対する免除規定が削除された点が挙げられる。

4. 中国

- ・ 2023年6月6日から同年7月6日まで「近接アドホックネットワーク情報サービス管理規定」の意見募集が実施された。本規定は、近接アドホックネットワーク情報サービス (Bluetooth、Wi-Fi 及びその他の情報技術を利用して近接かつ瞬時にネットワークを構成し、情報を公開及び受信するサービスを提

供すること)の中国国内における提供又は利用について規制するものである。当該サービスの提供者は、主に以下の事項に留意する必要がある。ただし、2023年11月10日現在、上記意見募集後の進捗はない。

- ・ 公開者と受信者間のペアリング確認機能を目立つ方法で明確に表示し、ペアリングは都度、公開者と受信者が確認し、同意されなければならない、双方の同意なしにデフォルトで自動的にペアリングさせないこと
- ・ 受信者による受信オフ、選択受信、ブラックリストによる自動拒否などの受信機能を提供し、受信状態をデフォルトで受信オフに設定すること
- ・ 受信者の同意なしに、スナップショット、サムネイル等要約情報のプレビュー機能をデフォルトで提供しないこと

・ 2023年9月28日から同年10月15日まで「データ越境流通の規範化及び促進に関する規定」の意見募集が実施された。

重要データ又は個人情報の越境移転に関する事前手続(データ越境移転安全評価の申告、個人情報越境移転標準契約の締結又は個人情報保護認証)が様々な法令等に散見されるところ、本規定では、上記事前手続が改めて整理され、新たに以下の事前手続免除事由が定められている。

- ・ 個人を一方当事者とする契約(越境EC、海外送金、航空チケット・ホテル予約、査証手続等)を締結・履行するために個人情報を国外に提供する場合
- ・ 労働規則制度及び集団契約に従い人材資源管理を実施するために内部従業員の個人情報を国外に提供する場合
- ・ 緊急事態において自然人の生命・健康及び財産の安全等を保護するために個人情報を国外に提供する場合
- ・ 1年以内に国外に提供する予定の個人情報が1万人未満である場合

また、自由貿易試験区の特別措置として、自由貿易試験区は、独自にネガティブリスト(事前手続の対象とする必要があるデータのリスト)を作成し、関係当局の承認等を経て、事前手続の適用範囲を決定することができる。

・ 2023年10月16日、未成年者ネットワーク保護条例が公布された。本条例は、未成年者の心身の健康のために、ネットいじめ及びネット依存症を防止・抑制する仕組みを完備するものである。そのために、ネットサービス提供者は、未成年者に情報を発信し、インスタントメッセージ及びその他のサービスを提供する場合、法律に従い、未成年者又はその保護者に、未成年者の身元情報を提供するように求める必要がある(身元情報の提供がない場合にはサービスを提供してはならない。)。また、ライブ配信サービス提供者に対しては、ライブ配信者の身元確認の仕組みを構築するよう義務付けている。一方で、未成年者の身元情報に対するアクセス権限は厳格に設定し、かつ、未成年者又はその保護者に対し、必須ではない個人情報の取り扱いに同意することを強制してはならず、同意しないことを理由に未成年者による基本機能及びサービスの利用を拒否してはならないとしている。その他、ネットワーク製品・サービス提供者は、いじめ行為の早期警告・予防、特定・監視、処分の仕組みを構築・改善し、未成年者及びその保護者がいじめの記録を保存し、通知権を行使することを容易にするための機能・経路を設定し、未成年者が、知らないアカウントのブロック、自身の投稿の公開範囲、自身の投稿の転載・コメントの禁止、自身への情報送信の禁止など、いじめ情報からの守られる選択肢を提供しなければならない。さらに、ネットワーク製品・サービス提供者は、保護者が未成年者のネット依存症の予防・管

理に関する保護者としての義務を果たすために、時間管理、権限管理、消費管理などの機能を分かりやすく、かつ利便性の高い形で提供することを義務付けている。

5. 香港

- 2023年6月1日、PCPDは、「デジタル時代の個人情報保護：10のオンラインショッピングプラットフォームのプライバシー設定の比較に関する報告書」を[公表](#)した。同報告書は、香港でよく利用されている10のオンラインショッピングプラットフォームのプライバシー設定を確認したものであり、オンラインショッピングプラットフォームの運営者に対して以下の勧告を行っている。
 - PDPOの遵守状況を監視するために、データ保護責任者を任命し、個人データプライバシーマネジメントプログラムを実施すること
 - オンラインショッピングプラットフォームは、ユーザがゲストとして買い物をすることを認め、取引の処理に必要な個人データのみ収集すること
 - ユーザに対し、個人データのダイレクトマーケティングへの利用につき選択権を与え、ユーザの個人データがダイレクトマーケティング目的で使用されることについて明確に知らせ、ユーザの同意を取得すること。また、デフォルトの設定では、ユーザが「同意している」としないこと
 - 信頼できる第三者の決済プラットフォームなど、安全な支払い手段又はチャネルをユーザに提供すること
 - プライバシーポリシーや関連するコンテンツを読みやすくするために、階層化されたプレゼンテーションを採用したり、画像やビデオクリップ、その他の簡潔で理解しやすい方法を提供し、明確、網羅的かつ簡単に読めるプライバシーポリシーを提供すること
 - オンラインショッピングプラットフォームは、第三者のサービスを注意して利用しなければならず、プライバシー保護及び情報セキュリティに関して、第三者サービスプロバイダーの信頼性を確保すること
 - ユーザに対し、ユーザのアクティビティの追跡方法及び目的について明確に知らせること。当該追跡を許容するかについてユーザに適切な選択肢を提供すること
 - オンラインショッピングプラットフォームを設計する際に「プライバシー・バイ・デザイン」及び「プライバシー・バイ・デフォルト」を採用すること。これには、デフォルトでユーザのプライバシーが保護されるように、全てのプライバシー関連の選択肢が用意されていることを含む
 - ユーザのプライバシー保護のために、未登録でのログイン方法、各種メッセージの受信設定、ユーザ追跡オプション及び取引記録や検索記録の削除を含むより多くのプライバシー設定のオプションを提供すること
 - アカウントを削除するためにユーザに簡単な手段を提供し、プラットフォームを使用していないユーザのデータの保持を減らすこと
- 2023年6月30日、PCPDは、データ漏洩が発生した場合の組織の対応方法を示すために「データ漏洩の処理及びデータ漏洩通知に関するガイダンス」を[公表](#)した。同ガイダンスはデータ漏洩が発生した際に以下の対応をすることを推奨している。
 - Step1: 必要不可欠な情報を収集すること
 - Step2: データ漏洩の封じ込めをすること
 - Step3: 被害リスクを評価すること

- ・ Step4: データ漏洩に関する通知を検討すること
- ・ Step5: 漏洩を文書化すること

6. 台湾

- ・ 台湾個人情報保護法は、台湾における、非公務機関¹による外国又は中国大陸地区の域外第三者への個人情報の移転（以下、「個人情報越境移転」という。）について、原則としてこれを認めた上で例外的に禁止又は制限する建付けを採用している（同法 21 条）。西洋薬卸売・小売業の主務機関にあたる衛生福利部は、例外の一つである「移転先国において個人情報の保護についての十分な法規がなく、本人の権益が侵害されるおそれがあるとき」に該当するとして、2023 年 6 月 2 日、台湾における西洋薬卸売・小売業による中国大陸地区への個人情報越境移転を制限する草案を公告した（衛授食字第 1121404916 号公告）。ただし、2023 年 11 月 10 日現在、台湾における西洋薬卸売・小売業による中国大陸地区への個人情報越境移転の制限は未だに衛生福利部に法令として正式に公告されていない。
- ・ 台湾政府のデジタル発展部は、台湾個人情報保護法 27 条 3 項に基づき、2023 年 10 月 12 日付数授産服字第 1126000621 号命令をもって、「デジタル経済関連産業非公務機関による個人情報ファイル安全保護計画実施弁法」（以下、「本弁法」という。）を公布・施行した。本弁法によれば、①電子商取引及び通信販売業、②ソフトウェア出版業、③コンピューター・プログラミング、コンサルタント関連サービス業、④データ処理、ホスティング、ウェブホスティングサービス業、⑤その他情報サービス業、並びに⑥他に分類されないその他の金融取引支援サービス業（例：第三者決済サービス）は、本弁法に従い個人情報ファイルに係る安全保護計画、及び業務終了後の個人情報の取扱弁法を制定しなければならない。また、これらの業者は個人情報ファイル安全保護措置を取るため、下記各項目に対応する体制を整えなければならない。
 - ・ 管理担当者等の配置
 - ・ 個人情報処理、利用状況の定期点検
 - ・ 個人情報に係るリスク分析及び管理
 - ・ 個人情報の窃取、改ざん、毀損、滅失又は漏えい事故の予防、通報及び対応
 - ・ 個人情報の収集、処理及び利用に係る内部管理手続
 - ・ 越境移転の制限の確認、当事者への告知、及び監督
 - ・ 個人情報ファイル安全保護に関する安全管理及び人員管理
 - ・ 周知・啓発活動及び教育訓練
 - ・ 個人情報を保存する設備の安全管理
 - ・ 個人情報の安全性に関する監査
 - ・ 使用記録及び処理証拠等の保存
 - ・ 個人情報の安全保護に係る全般的な継続的改善

¹ 台湾個人情報保護法における「非公務機関」とは、公務機関以外の自然人、法人その他の団体を指す（同法 2 条 8 号）

7. タイ

- 2023年9月14日、データ保護責任者（DPO）の選任に関する下位規則が公布された。タイの個人データ保護法においては、企業の中心的業務（core activities）に、①個人データ又はシステムの定期的な監視が必要な処理活動、又は②大規模な個人データ（large-scale personal data）が含まれる処理活動が伴う場合、DPO 選任が課せられるところ、当該下位規則では、「中心的業務（core activities）」の定義や上記①②の該当性に関する具体的な基準が示されている。当該規則は、公布日の90日後である2023年12月13日より施行予定である。
- 2023年10月27日から11月10日まで、パブリックコメント募集のため、個人データ越境移転規制に係る下位規則草案が公表されていた。当該草案には、PDPA において越境移転の法的根拠として認められている、「個人データ保護の基準に従った十分な個人データ保護の水準を備えている」かどうかの具体的な基準や、「企業グループ内の移転等に関する個人データ保護ポリシー」及び「データ主体の権利行使を可能にする適切な保護措置」としてどのような措置が求められるかが規定されている。

8. サウジアラビア

- [2023年10月12日号の中東/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター](#)で紹介したとおり、国外移転規則及び個人データ保護法施行規則が2023年9月に発表され、個人データ保護法と共に、同月14日より施行されている。

9. ヨルダン・ハシェミット王国

- ヨルダン・ハシェミット王国は、2023年9月17日、同国初となる個人データ保護法を公布し、2024年3月17日から施行される（ただし同法施行前から個人データを扱う者については1年間の猶予期間が与えられる）。同法では概ねデータ保護の国際的な水準と平仄を合わせているものの、以下の相違点が指摘されている。
 - 管理者又は第三者の正当な利益がある場合の取扱いを認めていない
 - データの最小化の原則を明示していない
 - 標準契約条項（SCC）による域外移転を見込んでいない
 - データ保護責任者（DPO）の設置が、ハイリスク又は大規模なデータ取扱いの場合に限定されていない

10. ブラジル

- 2023年6月14日、ブラジルのデータ保護当局（ANPD）は、小規模なデータ処理業者向けの個人データ処理活動記録（ROPA）のモデルテンプレートを公表した。当該テンプレートには、対象となる個人情報の保有者の属性や保存期間等、ANPD が General Inspection Coordination を実施する際に必要となる基本情報が項目として列挙されている。

- ・ 2023年7月6日、ANPDは、ブラジルの個人情報保護法（LGPD）に違反したとして、同法施行後初となる行政制裁（具体的には、①LGPD第41条違反につき是正措置なしの警告、②同第7条違反につき罰金7,200BRL（約21万円）、③規則第5条違反につき罰金7,200BRL（約21万円））を科した。
- ・ 2023年8月15日、ANPDは、個人データの国際移転に関する規則及び標準契約条項（SCC）の草案を公表し、意見募集が2023年9月14日まで行われた。同草案が承認された場合、公告と同時に発効し、LGPDに基づきSCCを締結する企業は、180日以内に既存のSCCからANPD版のSCCに準拠するよう変更する必要がある。また、同草案においては、いかなる法域が、ブラジルとの間で個人データの自由な移転を許容するのに適切なデータ保護レベルを有する法域であるかを、今後ANPDが決定すると規定されている。

11. アルゼンチン

- ・ アルゼンチン刑法について、新たにデジタル・アイデンティティの盗難及びオンラインでの詐欺行為を犯罪として規定する法案が議会に提出された。
この法案では、自然人又は法人のデジタル・アイデンティティについて許可なくすりまし、乗っ取り、作成、又は使用をする行為を犯罪と定めている。この犯罪には、被害者の姓名、写真、画像、ハンドルネーム、ユーザー名その他の個人を識別する要素を使用する行為も含まれる。未成年者になりすました場合、犯罪行為が継続中である場合、被害者の生活に重大な変化をもたらした場合又は公務員が関わっている場合には、より厳しい罰則が定められている。
また、この法案では、許可なく、不正な意図で個人情報を詐欺的に取得するために、ウェブページ、リンク、又はポップアップを設計し、開発し、取引し、販売し、実行し、プログラムし、又は送信する者を処罰する旨を規定している。
- ・ 2023年10月12日、アルゼンチンのデータ保護当局（AAIP）は、企業や機関を支援するための個人情報保護に関するモジュールの提供を開始した。このモジュールは、特に、個人情報の適切な取扱い、プライバシーポリシーの策定、組織の付加価値向上のためのリソースやツールを提供しており、教材やひな形、モデル文書等も含まれている。また、このモジュールは、アルゼンチンの腐敗防止室が推進するプラットフォームである The Registry of Integrity and Transparency of Companies and Entities（RITE）に統合されることから、このモジュールにアクセスするためにはRITEに登録する必要がある。

12. コロンビア

- ・ 2023年8月4日、コロンビアのデータ保護当局（SIC）は、個人情報保護に関するガイドラインを公表した。このガイドラインは、データ保護責任者（Data Protection Officer、DPO）を選任しようとする組織に対して、特にDPOの選任及び機能に関する論点や、当該組織が説明責任を果たすためのDPOの義務における推奨事項を示すことを主たる目的としている。

13. ペルー

- 2023年8月25日、ペルーの法務省人権擁護局が個人データ保護法第29733号に関する新しい規則案を公表し、意見募集が2023年9月24日まで行われた。この規則案は、個人情報の保護水準を向上させることを目的としており、個人データに影響を及ぼすセキュリティインシデントが起きた際のデータ漏洩通知義務、「個人データのセキュリティインシデント」や「プロファイリング」等の新たな用語の定義、一定の状況下におけるデータ保護影響評価（DPIA）の実施義務、データポータビリティ権等が新たに規定されている。

14. オーストラリア

- 2023年9月28日、オーストラリア連邦政府は、連邦法務省が2月に公表したPrivacy Actの見直しに関するレポートに対する[回答](#)を公表した（同レポートに関する詳細は当事務所[個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート（2023年7月5日号）](#)を参照されたい）。この回答で、連邦政府は、レポートの大部分に同意する又は原則的に同意することを表明している。今回、連邦政府によってPrivacy Act 改正の方針が確認されたことから、今後は連邦法務省が主導して法改正に進展することが想定されており、動向が注目される。

15. カナダ

- 2021年9月22日に成立したケベック州の個人情報の保護に関する法律のうち、一部の規定が2023年9月22日に施行された。本法律は成立から3年以内に施行されることとなっていたが、今回その大部分が施行されたことになる。本法律に関する詳細は当事務所[個人情報保護・データ保護規制ニュースレター（2021年10月27日号）](#)も参照されたい。具体的に今回施行される主な規定は以下のとおり。
 - 域外移転におけるプライバシー関連事項に係る事前評価の実施義務
 - 個人情報のデータ主体に対する個人情報取得の目的、個人が有する権利（アクセス権、訂正権、同意の撤回権）、個人情報の第三者提供等する場合の第三者、域外移転の可能性の有無を通知する義務
 - ウェブサイト等における平易な言語によるプライバシーポリシーの開示義務
 - 個人情報の第三者提供又は取得時の目的以外の目的での使用をする場合に、提供又は取得に先立ち、当該個人の同意を取得する義務
 - データポータビリティ権及び忘れられる権利の制定
 - 罰則の強化（行政罰：1000万ドル又は前会計年度の世界売り上げ高の2%のいずれか高い方、刑事罰：1万5000ドルから2500万ドル又は前会計年度の世界売上高の4%のいずれか高い方、懲罰的賠償：1000ドル以上）

16. ニュージーランド

- 2023年9月5日、[プライバシー法の改正法案](#)が議会に提出された。本改正法案は個人情報原則（IPP）に新しい条項（IPP 3A）を追加するもので、これによって個人情報を間接的に収集する者にも、①本人

に関する個人情報が収集されたこと、②収集の目的、③情報の受領者、④情報を収集した者、若しくは保有する者の名前、住所等、⑤本人には当該個人情報にアクセスし、修正する権利があること、及び⑥当該個人情報の収集が法律により許可又は要求されている場合にはその旨、を周知するために合理的な措置を講じる義務が課されることになる。例外も設けられており、例えば、間接的に個人情報を取得する者が当該個人情報を取得する前に、上記①から⑥までの事項が本人に対して周知されている場合には、改めて周知させるための措置をとる必要はないとされている。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報室 newsletter@nishimura.com